

3月は保険証の切り替え時期です！

うるま市の国民健康保険加入者がお持ちになっている国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、平成22年3月31日までとなっております。

有効期限が切れたまま4月以降に医療機関で受診すると医療費が全額自己負担となりますので、平成22年3月31日までに切り替えをお願いいたします。

保険証が配達される世帯

平成22年3月1日までに国保税を全額完納した世帯



国民健康保険課の窓口で保険証の切り替えをする世帯

- ・国民健康保険税の未納がある世帯
- ・住所の異動等で手続きの必要がある世帯

窓口切り替えする際に必要なもの

- ・現在お持ちの保険証
- ・身分証(運転免許証、住民基本台帳カード等)
- ・委任状(別世帯の方が代理で手続きをする場合は委任状が必要です)
- ・国保税の領収書(平成22年3月1日以降に納付した場合、その領収書を持参してください)

- ・在学・在園証明書(今年の4月以降に学校や施設入所のため住所を市外へ移される方で、遠隔地保険証が必要な世帯)

(注) 保険証の切り替えが既に済んでいて、遠隔地の保険証

を希望する世帯は新しい保険証(カード)も持参してください。

※前記のものを忘れた場合には、保険証切り替えが出来ないこともありますので、市役所に来所する前に忘れ物がないかご確認ください。

窓口での切り替えは平成22年3月1日から行います

切り替えは、本庁、石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎どちらでも出来ます。

※3月末は、大変混雑しますので早めの来所をお願いします。

国民健康保険法の一部改正に伴い、平成20年4月1日から保険証の有効期限が世帯ごとで変わっています。新しい保険証を受け取った際は、保険証の有効期限をご確認ください。

保険証の有効期限が変わる世帯

- ・平成22年4月2日～平成23年3月31日までに75歳(一定の障がいがある人は65歳以上)になる方は、長寿医療制度へ移行します。

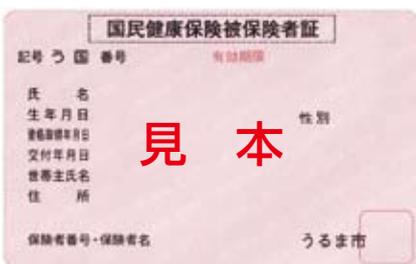
- ・平成22年4月2日～平成23年3月31日までに65歳になる退職被保険者等がいる世帯は、退職被保険証から一般保険証への変更になります。

保険税に未納が無い世帯へは有効期限が切れる前に新しい有効期限の保険証を送付します。保険税に未納がある世帯の場合は、更新手続きは窓口でお約束している通りの方法で行ってください。

保険証が1人に1枚のカードに変わります

今まで世帯ごとに1枚交付していた保険証が個人ごとに1枚のカード形式になり、携帯に便利になります。サイズが小さくなりますので紛失にはご注意ください。

新しくカード化された保険証



※縮小しています。